

令和元年 7 月

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会

日時：令和元年 7 月 25 日（木）午後 2 時 30 分

場所：本庁舎 5 階 5-1 会議室・5-2 会議室

藤 沢 市 農 業 委 員 会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和元年7月25日（木）本庁舎5階5－1会議室・5－2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	神 崎 享 子	1 5 番	漆 原 豊 彦
2 番	渡 貫 直 正	1 6 番	櫻 井 一 雄
3 番	吉 原 豊	1 7 番	佐 藤 賢 一
4 番	熊 山 直 行	1 8 番	宮 治 時 男
5 番	宮 治 潔	1 9 番	與 安 義 昭
6 番	上 田 洋 子	2 0 番	加 藤 登
7 番	井 上 哲 夫	2 1 番	佐 川 俊 夫
8 番	古 谷 修 一	2 2 番	佐 藤 智 哉
9 番	桐ヶ谷 慶 導	2 3 番	鈴 木 隆 弘
1 0 番	齋 藤 義 治	2 5 番	福 岡 則 夫
1 1 番	渡 邊 文 雄		
1 3 番	田 代 恵美子		
1 4 番	山 口 貞 雄		

欠席委員は、次のとおり

1 2 番	飯 田 芳 一	2 4 番	浅 場 宣 靖
-------	---------	-------	---------

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	加 藤 敦	主 幹	草 柳 真 治	主 任	落 合 麻依子
------	-------	-----	---------	-----	---------

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 議案第 23号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 24号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 25号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の解約申し出について
- 日程第 4 議案第 26号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申し出について
- 日程第 5 報告第 27号 特定都市農地貸付け承認申請について
- 日程第 6 議案第 28号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 日程第 7 議案第 29号 非農地証明願について
- 日程第 8 報告第 7号 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について

開会 午後2時30分

事務局（加藤 敦事務局長） 皆様、こんにちは。大変お暑い中お集まりをいただきまして、ありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催いたします。

本日の委員の出席状況でございますが、総員25名、出席委員23名でございます。

初めに、齋藤会長から御挨拶をお願い申し上げます。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

先日、鈴木市長に対しまして、皆様で御審議していただきました意見書を提出してまいりました。当日出席をしていただきました委員の方からも、農業経営の厳しさや難しさというものを直接お話をし、来年度の予算に反映するよう訴えてまいりました。

それとは別ですが、今月18日に農業に関する最高裁判決が出ました。関心のある方は御存知かと思いますが、土地改良区が管理をする農業用排水路に排水する住民に使用料を強制できるかということで争われた裁判でございます。判決は、原則として強制はできないという判断が示されました。その上で住民に使用料の支払いを命じた二審の高松高裁判決が破棄をされまして、土地改良区の敗訴が決定をいたしました。

農地周辺が市街化しておりまして、一般家庭からの生活排水がかなり流れ込んでおります。水路に流されるケースがふえておりまして、その水路を維持管理するためには、使用料や管理費を皆様方が徴収されているわけでございますが、これをもとに、制度の見直しが迫られているのではないかとございまして、この辺は、行政と土地改良区の関係、そして住民ということで、3者の割合がいろいろ争われたわけでございますが、行政側がもう少し仲介をしたほうがいいのではないかとこの判決の中で言われておりました。

水路のほかに、農道に関しても、最近では抜け道ということで、かなり利用されているケースが多いと思います。そのときに、農道だからといってトラクターで走っていて、そこに乗用車が来て交通事故を起こすこともかなり考えられます。そうしたときに、道交法の関係ですとか、いろいろなことがまた問題になってくるのではないかと思いますので、農業の専門の水路ですとか、農道ですとか、そういうところにもかなり問題点があるのかなと思います。

それでは、7月の総会を開会いたします。よろしく御協力のほどお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。

事務局（加藤 敦事務局長） 会長、ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づきまして、齋藤会長に議長をお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（草柳真治主幹） いえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、1番の神崎享子委員と2番の渡貫直正委員の御両名をお願いをいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

落合主任。

事務局（落合麻依子主任） 日程第1、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおりです。従事

者、男2、女1。所有面積、耕作面積、ともに81a。譲渡人、住所氏名、記載のとおりです。当該農地、地番、遠藤字西ノ谷。地目、畑。地積824㎡。権利の種類、所有権移転（売買）。申請理由、譲受人の理由として、農業経営規模拡大のため。譲渡人の理由として、譲受人の要望による。

続きまして、地区、藤鶴・村岡・明治。番号2。譲受人、譲渡人、住所氏名、それぞれ記載のとおりとなります。当該農地、地番、善行四丁目。地目、畑。地積5.18㎡。権利の種類、地役権設定。申請理由、譲受人の理由として、宅内引き込みに係る下水道管敷設のため。譲渡人の理由として、譲受人の要望による。

以上となります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について、意見を求めます。

16番、櫻井委員。

16番（櫻井一雄委員） 本件の申請地につきましては、市道遠藤・宮原線にある「遠藤西の谷」交差点から北西に約200mの農地になります。

資料は1ページをお開きください。

地区協におきまして、譲受人御本人と面談いたしました。

譲受人は、露地野菜・果樹の生産・販売を中心に農業経営を行っており、このたび、農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得することです。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号2について、意見を求めます。

面積 2 1 4 a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、遠藤字都築山の 2 筆。地目は記載のとおり。地積は合計 5 1 3. 5 1 m²。転用目的、自己住宅。立地基準、第 3 種農地。農用地区域除外日は昭和 5 9 年 4 月 2 0 日です。

以上となります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について、意見を求めます。

1 8 番、宮治時男委員。

1 8 番（宮治時男委員） 本件の申請地につきましては、県道遠藤・茅ヶ崎線にある「遠藤矢向」交差点の北西に約 1 8 0 m の土地になります。

資料は 5 ページをお開きください。

農地の区分は、住宅用もしくは事業用に供する施設が連たんしているため、「第 3 種農地」と判断いたしました。

申請者は、これまで茅ヶ崎市内に在住し、茅ヶ崎市内及び申請箇所を含む本市内の農地で営農しておりましたが、茅ヶ崎市内の本家住宅が老朽化しているため、建てかえをするに当たり、道路面から高低差があり、安全面で不安のある現住居地より、比較的平坦な土地である申請地のほうが新築に適しているため、本家住宅として農地の一部を転用するものです。

なお、転用に当たっては、茅ヶ崎市内の現住居は取り壊し、農地に戻すことを確認しています。

申請地は、南側が道路、東側及び北側は自己所有農地、西側が農地となっております。東側については、既存の R C 擁壁、西側については、隣地で設置しているコンクリートブロックで土砂等の流出を防ぎます。北側については、自己所有農地であり、トラクター等の出入りを行うため、被害防除施設の設置は特に行いません。

汚水は前面道路の下水道本管に接続、雨水は浸透柵を設置し、敷地内で浸透処理します。

また、敷地内は整地のみ行い、その他の造成は行いません。

地区協においては、申請者の代理人と面談し、周辺に残る農地や、近隣の住

宅等に影響がないよう十分配慮することなどについて指導いたしました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第24号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第24号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第3、議案第25号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の解約申し出について」を上程いたします。

なお、本議案番号1については、農業委員等の案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、対象委員はしばらくの間、退席を願います。

（対象委員 退室）

議長（齋藤義治委員） それでは、本議案番号1について、事務局の説明を求めます。

落合主任。

事務局（落合麻依子主任） それでは、日程第3、議案第25号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の解約申し出について」、番号1について、説明をさせていただきます。

番号1につきましては、貸主の方が一部御自身で耕作するため、手続き上全て解約するものです。

私のほうからは以上となります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について、意見を求めます。

— — — — —

— — — — —
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第25号、番号1について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第25号、番号1について、承認することに決定をいたします。

退席している委員の入室をお願いいたします。

（対象委員 入室）

議長（齋藤義治委員） 続きまして、番号2について、事務局の説明を求めます。

落合主任。

事務局（落合麻依子主任） それでは、番号2について、説明をさせていただきます。

番号2につきましては、貸主の方が農地を一部売買するために、手続上全て解約の申し出が必要となっております、こちらの申し出に至っております。

詳細につきましては、議案書のほうをお読みいただければと思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号2について、意見を求めます。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第25号、番号2について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第25号、番号2について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第4、議案第26号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申し出について」を上程いたします。

なお、本議案番号21については、農業委員等の案件となっておりますので、

落合主任。

事務局（落合麻依子主任） それでは、番号 2 1 以外の部分につきまして、一括で説明をさせていただきます。

番号 1 は、宮原で 1 8 a を耕作する方の農業経営規模拡大に係る新規借受分。

番号 2 は、葛原を中心に 2 1 3 a を耕作する方の農業経営規模拡大に係る新規借受分。

番号 3 及び番号 4 は、遠藤で 2 4 a を耕作する方の農業経営規模拡大に係る新規借受分。

番号 5 は、菖蒲沢を中心に 1 0 8 a を耕作する方の農業経営規模拡大に係る新規借受分。

番号 6 は、打戻を中心に 1 7 3 a を耕作する方の農業経営規模拡大に係る新規借受分。

番号 7 は、菖蒲沢を中心に 1 0 8 a を耕作する方の更新借受分。

番号 8 は、公益社団法人神奈川県農業公社の新規借受分。

番号 9 から番号 1 7 は、石川を中心に 1 8 5 a を耕作する方の更新借受分。

番号 1 8 及び番号 1 9 は、西俣野で 9 2 a を耕作する方の更新借受分。

番号 2 0 は、西俣野で 4 7 a を耕作する方の更新借受分。

番号 2 2 は、高倉で 2 2 4 a を耕作する方の更新借受分。

番号 2 3 は、大庭を中心に 3 4 2 a を耕作する方の更新借受分。

番号 2 4 は、先ほどの議案第 2 5 号、番号 2 の利用権設定の解約に関連しまして、石川を中心に 3 4 4 a を耕作する方の解約以外の引き続き借り受けていく部分となります。

なお、利用権設定を行う農地につきましては、全て現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

私のほうからは以上となります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号 1 から番号 2 0、番号 2 2 から番号 2 4 について、意見を求めます。

―― ―――
―― ―――
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第26号、番号1から番号20、番号22から番号24について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第26号、番号1から番号20、番号22から番号24について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第5、議案第27号「特定都市農地貸付け承認申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

落合主任。

事務局（落合麻依子主任） 日程第5、議案第27号「特定都市農地貸付け承認申請について」。

地区、藤鶴・村岡・明治。番号1。申請人、住所氏名、記載のとおりです。土地所有者、住所氏名、記載のとおりです。当該農地、地番、羽鳥四丁目の4筆。地目、全て畑。地積、4筆合計で1,576.92㎡。内容、市民農園（シェア畑 湘南辻堂（仮））、新規。

以上となります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について、意見を求めます。

14番、山口委員。

14番（山口貞雄委員） 本件の申請地につきましては、「藤沢市立羽鳥中学校」の西側市道高山羽鳥線向かいの農地になります。

資料につきましては8ページをお開きください。

本件については、平成30年9月1日に施行された「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づき、申請者が土地所有者から農地を借り受け、市民農

園を開設するものです。

また、開設に当たり、申請者、所有者、藤沢市の3者で貸付け協定を締結しており、3㎡区画が27区画で、年間賃料は2万4,000円、8㎡区画が108区画で、年間賃料は4万8,000円となっております。1年ごとに契約を更新します。

なお、利用者の募集方法については、インターネットやチラシ、掲示等による一般公募とし、選考方法は先着順であることなど、公正かつ適正です。

申請者は、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に基づき、既に藤沢市内で市民農園の管理・運営を行っており、いずれの市民農園についても適正に管理されていることから、当該地につきましても適正な管理・運営が行われるものと判断いたします。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

ちなみに、この「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づく市民農園の開設は非常に珍しいケースでございます。藤沢市でも初めてということでございます。市街化区域の中で、生産緑地、そして納税猶予を受けているというふうな特殊な形を借り受けるわけですから、多分、今後この話題が何らかのメディアに出てくるのではないかなということは予想されます。新しくできた法律で、今後こういう案件が出てくると思いますので、ぜひとも関心を持っていただいて、何か意見がありましたら、お願いをいたします。

1番（神崎享子委員） この案件は、私どもの地区の藤鶴・村岡・明治地区の案件ということで出まして、今おっしゃっていたように、これからも出てくるのではないかなと思っております。

このシェア畑に関しましては、以前も私たちは関心を持ったことがあると思うのです。川名と長後にアグリメディアのシェア畑の市民農園があつて、川名のところも私たちは関心を持っているところですけども、長後のほうで近くにいらっしゃる方とか、何か情報を持っていらっしゃる方はいらっしゃいますか。

7番（井上哲夫委員） 情報と言っても、見た目で、我々も通りがかりに見ているだけで、地域の方々からの話というのはなかなか耳に入らないというのが現状なんです。委員の中では私が一番近いのかなと思って手を挙げたのですが、はっきりしたことはわからないんだけど、結構あいているんですね。あいているところは防草シートみたいのを張ってあるからわかるんだけど、本当に小さな区画で、ややもすると、借りている人が、野菜を植えながら、草も生えている。そういう意味で、頻繁に来ているような状況ではない人もいるわけで、これが果たして長く続くのかなというような印象を持っています。

議長（齋藤義治委員） 開設して利用者を募集して、あいているところを防草シートでやるというようなことみたいですが、その辺のあいているところの管理の状況は、今後どういうふうにするのですか。

事務局（落合麻依子主任） 今回の申請地につきましては、市街化区域の中ですので、周囲に住宅があります。そういった形であっていた場合、野ざらしの状態ですと、周りの方に砂ぼこりとかが行ってしまうので、そういった意味合いで、どうするのかという話は聞いたのですが、今、井上委員がおっしゃっていたように、やはり防草シートなどで対処するというお話を担当者の方から聞いています。

議長（齋藤義治委員） 生産緑地の指定をされて、もうそろそろ30年近くたちますから、指定を受けている方もかなり高齢になってきて、農業ができない状況になってきている。その後、相続税が発生して、納税猶予を受けたりすると、市街化区域の中で農業がなかなか厳しいという状況で、こういう制度ができれば、先ほど藤嶋の地区協でも、こういうのは農協が間に入ってやったらどうかなどということも1つの案として話しましたので、その辺も今後の1つの課題かなと思っております。

ほかにございませんか。

4番（熊山直行委員） 市街化の中なので、最終的に広域避難所とか、災害のときのために残せるとか、できるようになるのかな。例えば仮設トイレもできているし、これはたまたま学校の近くですけども、災害のときの広域避難所とか、

そういうことは考えているのかな。

議長（齋藤義治委員） 防災農地の協定があるのですが、それは地権者と防災政策課かな。

4番（熊山直行委員） そのようにはなっているのでしょうか、ただ、たまたまそういうところがあいていれば、そういうのも協定を結んでおけば、いざとなったときにはよろしいのではないかと思うが。

議長（齋藤義治委員） そうですね。多分、防災農地としての協力は依頼されると思います。

7番（井上哲夫委員） 防災農地の話が出ましたけど、防災農地についてはよくわからないのですが、防犯という面では、今まで長後の例だと、そのところは梅が植えられていて草ぼうぼうで、背丈ぐらいの草も生えていたわけで、通学路に沿ったところである。県道の下も草だらけで、非常に荒れていた状況だ。それを考えると、防災も、現状ではそういう使い方もできるのかなと思うのですが、防犯の面で非常によくなっている。そういう意味では、そういう通学路に沿ったところであるから、いいのかなというふうに思っています。

議長（齋藤義治委員） 事務局のほうから何かありますか。

事務局（草柳真治主幹） 防災協力農地については、あくまで地権者の方の手挙げ方式です。使ってもいいよという形での手挙げなので、今回のこの農地についても、所有者の方がそれを希望するのであれば、防災協力農地には指定されるという形にはなります。

4番（熊山直行委員） でも、やるときに言うておけば、市街化の中なんだから、そういうのがあいていて、そういうのを貸せば、自然とそれが防災用になるのも早いというか。

事務局（草柳真治主幹） そうですね。ここが防災協力農地に既に指定されているかもしれないのですが、そこら辺を確認してなかったのが、改めて確認して情報提供はしたいと思います。

4番（熊山直行委員） 近くに学校があるけど。ただ、新たにこういうところを開設するということがあれば、防災協力農地としても活用できると思うが。

事務局（草柳真治主幹） 生産緑地については防災協力農地に既に手を挙げているところも結構あるので、実際ここがそういうふうになっているのかどうか確認したいと思います。

議長（齋藤義治委員） 他に何かございませんか。――よろしいですか。

――
――

議長（齋藤義治委員） それでは、ないようでございますので、採決をいたします。

議案第27号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第27号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第6、議案第28号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

落合主任。

事務局（落合麻依子主任） 日程第6、議案第28号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

地区、御所見・遠藤。番号1。被相続人、住所氏名、記載のとおりです。相続人、住所氏名、記載のとおりです。特例農地、地番、菖蒲沢字大上が11筆、宮原字高田が1筆。地目は記載のとおりとなります。地積につきましては、12筆合計で4,318㎡。区域区分は記載のとおりとなります。相続開始年月日、平成30年10月6日。経営面積、2万4,225㎡。現地確認日、令和元年7月8日。

続きまして、地区、六会・長後。番号2。被相続人、住所氏名、記載のとおりです。相続人、住所氏名、記載のとおりです。特例農地、地番、亀井野字屋中向が5筆、石川字鍛冶山が1筆、石川字焼塚が4筆、石川字丸山が3筆、石川字下河内が4筆、天神町一丁目が6筆。地目につきましては、記載のとおり

となります。地積につきましては、合計で1万8203.3㎡。区域区分につきましては、記載のとおりとなります。相続開始年月日、平成30年10月31日。経営面積、4万2,762㎡。現地確認日、令和元年7月17日。

以上となります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について、意見を求めます。

19番、興安委員。

19番（興安義昭委員） 本件につきましては、令和元年7月8日に地区委員の私、興安と、相続人、事務局の落合さんで現地確認を行いました。

現地の状況につきましては、菖蒲沢字大上及び宮原字高田の農地は水稻が作付けされており、全てきれいに肥培管理されておりました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号2について、意見を求めます。

13番、田代委員。

13番（田代恵美子委員） 本件につきましては、令和元年7月17日に地区委員の私、田代と、相続人、事務局の伊藤さんで現地確認を行いました。

現地の状況といたしましては、亀井野字屋中向の農地はトウモロコシ、サツマイモ、ジャガイモ、ネギ等の野菜の作付け、石川字鍛冶山の農地は水稻の作付け、石川字焼塚の農地はトウモロコシの作付け及び堆肥置場、石川字丸山及び同字下河内の農地は水稻の作付け、天神町一丁目の農地はナス、トマト、キュウリ等の野菜が作付けされており、全てきれいに肥培管理されておりました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —

―― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―
議長（齋藤義治委員） それでは、ないようでございますので、採決をいたします。

議案第28号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第28号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第7、議案第29号「非農地証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） 「非農地証明願について」です。

地区、御所見・遠藤。番号1。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、葛原字西山田の2筆。地目、いずれも畑。地積、合計36.78㎡。内容、平成9年ごろから自己住宅敷地として利用し、現在に至る。確認資料は平成19年の航空写真。現地確認日は令和元年7月8日です。

続きまして、番号2。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、宮原字歩一の1筆。地目、畑。地積、520㎡。内容、昭和44年ごろから自己住宅の庭敷地及び物置敷地として利用し、現在に至る。確認資料は昭和44年の航空写真。現地確認日は令和元年7月18日です。

続きまして、地区、六会・長後。番号3。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、亀井野字売池の3筆。地目、全て畑。地積、合計365㎡。内容、昭和24年以前から住宅の敷地として利用し、現在に至る。確認資料は平成2年の航空写真と、確認通知書、確認済証。現地確認日は令和元年7月1日です。

続きまして、番号4。申請人、住所氏名は記載のとおり。当該農地、地番、西俣野字小栗塚下の1筆。地目、畑。地積、449㎡。内容、平成元年ごろから工場の敷地として利用し、現在に至る。確認資料は平成19年の航空写真と、建築確認台帳記載事項証明書です。現地確認日は令和元年7月18日。

以上となります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号 1 について、意見を求めます。

1 5 番、漆原委員。

1 5 番（漆原豊彦委員） 本件の申請地につきましては、県道横浜伊勢原線にある「家中庭」交差点の北東に約 1 9 0 m の土地になります。

資料は 1 0 ページをお開きください。

申請者は、葛原字西山田の土地について、平成 9 年ごろから自己住宅敷地として利用し、現在に至っているとのことです。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和元年 7 月 8 日に地区委員の私、漆原と、事務局の落合さんで現地調査を行い、申請どおり自己住宅敷地であることを確認しております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

—
— — — — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号 2 について、意見を求めます。

1 1 番、渡邊委員。

1 1 番（渡邊文雄委員） 本件の申請地につきましては、県道丸子・中山・茅ヶ崎線にある「宮原」交差点の南西に約 1 0 0 m の土地になります。

資料は 1 1 ページをお開きください。

申請者は、宮原字歩一の土地について、昭和 4 4 年ごろから自己住宅の庭敷地及び物置敷地として利用し、現在に至っているとのことです。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和元年 7 月 1 8 日に地区委員の私、渡邊と、事務局の伊藤さんで現地調査を行い、申請どおり自己住宅の庭敷地及び物置敷

地であることを確認しております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号3について、意見を求めます。

9番、桐ヶ谷委員。

9番（桐ヶ谷慶導委員） 本件の申請地につきましては、県道菖蒲沢・戸塚線にある「下屋敷」交差点の北西に約350mの土地になります。

資料は12ページをお開きください。

申請者は、亀井野字売池の土地について、昭和24年以前から住宅の敷地として利用し、現在に至っているとのこと。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和元年7月1日に地区委員の私、桐ヶ谷と、事務局の伊藤さんで現地調査を行い、申請どおり住宅の敷地であることを確認しております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） それでは、ないようでございますので、続きまして、番号4について、意見を求めます。

9番、桐ヶ谷委員。

9番（桐ヶ谷慶導委員） 本件の申請地につきましては、県道菖蒲沢・戸塚線にある「下屋敷」交差点の北東に約350mの土地になります。

資料は13ページをお開きください。

申請者は、西俣野字小栗塚下の土地について、平成元年ごろから工場の敷地

として利用し、現在に至っているとのことです。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和元年7月18日に地区委員の飯田委員と事務局の伊藤さんで現地調査を行い、申請どおり工場の敷地であることを確認しております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございますか。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） それでは、ないようでございますので、採決をいたします。

議案第29号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第29号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第8、報告第7号「藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

落合主任。

事務局（落合麻依子主任） 本件につきましては、まず15ページが「農地法第3条の3第1項の規定による届出」となります。

御所見・遠藤地区が2件、六会・長後地区が1件、藤鶴・村岡・明治地区が1件、合計で4件となっております。

続きまして、16ページから18ページまでが「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出」となります。

六会・長後地区が4件、藤鶴・村岡・明治地区が11件、合計15件となっております。

続きまして、19ページから21ページまでが「農地法第5条第1項第6号

水産課から及川補佐にお越しいただいておりますので、収入保険制度の概要について御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

神奈川県農業共済組合（入内島和寛専務理事） 貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。農業共済組合の私、入内島と申します。本日、収入保険の説明ということでお邪魔させていただきました。

私ども農業共済組合といたしまして、水稻等で今までいろいろお世話になってございます。農業災害補償法という法律で行っている団体でございました。これが昨年、農業保険法という法律名に変わりました、その中に新たに収入保険が入ってきたというものでございます。

この収入保険を早速御説明させていただきますと、表紙にあるものが災害として認められるものになります。まずどういうものが認められるか。今まで農業共済がやっていた自然災害、鳥獣害等で収量が下がった。これが今まで農業共済では対象外の全ての作物が対象になったものでございます。

それに加えて、市場価格が下がった。収入全体とは、農作物を販売した収入全体を補償するもので、市場価格が下がれば、当然収入が下がりますので、対象です。また、災害で作付けができなくなった。また、やっておられる方が病気やけがで収穫ができなかった場合。また、最近の水害等で、東北などもありますが、水稻が冠水してしまって売り物にならなかったとか、浸水によって農作物が販売できなくなった場合。また、取引先が倒産したために、売上金が回収できなかった。また、次に販売する先がまだ見つからない等で、作物はできているのですが、販売できなかった。また、これは今まで対象になりませんでした。盗難や運搬中の事故も対象です。また、規模の大きな方は、直接輸出をしている方もおいでになります。為替の変動によって収入が減ったというのも対象になります。

では、中身はどんなものなのかというのは、開いていただいて、1ページ目と2ページ目にあります。まず右側に「収入保険の仕組み」ということで、「農業者が保険期間中に生産・販売する農作物の販売収入全体が対象です」というのが一番上にあります。お米以外、ここに丸印でそれぞれ書いてございますが、

このようなものが対象です。

基本的には加工品は含めません。ただし、今まで税務署等が認めていた加工品、「精米、もち、荒茶、仕上茶、梅干し」などを簡易な加工品と言っておりまして、これは対象とさせていただきます。

また、収入保険の対象にならないものがございます。収入保険は青色申告をしている方というのがございまして、今までの旧制度が、今のところ全て残ります。青色申告している方はこの収入保険に入れることとなりますので、残ります。

その中で、肉牛、豚、鶏卵等で、マルキン制度というのを国がやってございまして、このマルキンをとっておられる方々は対象外とさせていただきます。

3つ目に※印があります。収入保険と農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の類似制度については、どちらかを選択して加入していただくこととなりますので、御承知おきいただければと思います。ただ、農業共済でも、園芸施設や畜産、家畜共済等がありますが、これは並行して御加入いただけます。

どの補償かという、農業者ごとの保険期間の収入の大体9割を下回ったところから、下回った場合の9割を補填します。率といってもなかなかわかりにくいので、どのぐらいの金額かというのが左側に出ています。

ここにも一番上に※印が書いてありますが、青色申告している方だけが対象となりますので、御承知おきいただければと思います。全国ではまだ23%しか青色申告が進んでおりません。本県は皆様多くの方がやっておられると思うのですが、全国ではそういう状況だということを御承知おきいただければと思います。

仮にここではわかりやすく1,000万円という数字を使わせていただきます。過去5年間の平均で基準収入を定めます。これが1,000万円だった場合、保険期間の間に、先ほど9割と言いましたが、900万円を下回った場合から補填が始まります。

では、800万円だったらどうなるのかというと、900万円を下回ったところの最大9割を補填するということですので、100万円落ちると、90万

円。700万円しか収入がなければ180万円。500万円だと、360万円ということで、1,000万円の場合、 $9 \times 9 = 81$ 、全く収入がなかった場合は、810万円までの補償がされるということです。

この保険は2つの方式がありまして、積み立て方式と掛け捨て方式です。両方とも国庫負担がつくのですが、その下にそれぞれ書いてございます。1,000万円の場合、総掛金が32万5,000円になります。掛け捨てのものが7万8,000円。掛け捨てでない積み立て部分については22万5,000円。申しわけないのですが、事務費を2万2,000円いただいて、32万5,000円になるというものでございます。

それぞれ国庫負担がつきます。掛け捨ての部分は50%。保険料率1.08%というのがありますが、これは国庫負担を除いたものです。その裏側に同じ金額で国庫負担がついているということを御承知おきいただければと思います。

また、積立金については、75%国庫負担がついております。ですから、90万分の22万5,000円しか払いません。その残りが国庫負担ということになりますので、御承知おきいただければと思います。

どうやって支払っていくかというのは、右側の下の棒グラフを見ていただくとわかりやすいかと思います。過去5年の基準収入が9割を下回った場合は、積み立て方式からまず支払いが始まって、8割を下回ったところから保険方式の支払いが始まるという制度になっています。

これも選択できます。私は保険方式しか要りません。そのかわり80%の補償になってしまいますが、保険方式しか要りませんという場合は、保険方式のみの加入もできます。ただ、積み立て方式だけ加入したいということではできませんので、御承知おきいただければと思います。

右側の縦長の表に「危険段階別の保険料率」というのが出ています。これは車の保険と同じです。事故がなければ掛金が安くなり、事故がある場合は掛金が高くなるというものでございます。下はマイナス10、上はプラス10ということで、10段階ごとに変わります。事故がなければ毎年下がっていきまして、最低マイナス10ということで半分です。0.54%という料率になりま

すよというものでございます。

では、これはどうやって入るのかということになるかと思えます。これが3ページ、4ページ目にあります。「令和元年」と書いてございます。令和元年の場合は、一般の方については、11月末までに申し込んでいただく。12月に保険料、積立金、事務費をそれぞれ納付していただくことになっています。

ただ、その掛金ですが、分納を認めてございます。2回、3回、5回、9回という分納ができますので、これも選択できるようになっています。これは税金の申告書類も必要になってきます。申しわけありませんが、11月末までに添付書類ということで、27年から30年までの期間の税務申告の書類の写しをいただくことになってございます。

保険期間は、一般の方については、令和2年1月から12月末になります。事故があればそれぞれ報告をいただく。

もう1つは、営農計画書をつくっていただくようになります。1年間何をつくっていくのかというのをつくっていただくことになりますので、御協力のほうをお願いいたします。令和3年、決算が終わった後に、収入が少なかったという書類をいただいて、保険金をお支払いするというのが概要でございます。

5ページ目から8ページ目が、農水省が出しましたQ&Aということで、それぞれ出てございます。野菜価格安定制度の中でどうするかというのが8ページ目の中ほどのQ13にあります。よくお話が出るのは、野菜価格安定制度をやめてしまうと、産地要件を満たさなくなりますかということをお伺いしています。これは農水省が出したものでございます。産地要件を満たさなくなることはありません。あくまでも農水省としては、その地域の作付けがトータルで変わっていなければ、正確に言えば、作付けが20haという基準がありますが、これを下回らなければ作付けは問題がないことになっています。

一番上がQ12ということで、収入保険と農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度については、どちらかを選択して加入するのですが、同時に加入できる事業がありますかというのもあります。これは野菜価格安定制度の中の野菜の価格の下落時の出荷調整支援事業、これは収入保険と同時に

加入できます。それから、野菜の契約取引において、不作時の数量確保支援対策事業、これも同時に入れるものです。それから、園芸施設です。

それから、本県は実施していないのですが、果樹共済の樹体共済、また、先ほども言いましたが、家畜共済については、収入保険と同時にそれぞれ加入できることになっておりますので、御承知おきいただければと思います。

ほかにもQ&Aが出てございますが、後ほど見ていただければと思ってございます。

また、資料の中に農業保険のアンケートを入れさせていただいてございます。A4の1枚裏表の資料でございます。アンケートについて御協力をお願いしたいと思います。この中に封筒が入ってございます。アンケート等を出していただくために御用意いたしました。切手を張る必要はございません。アンケートを書いていただいて、封をしてポストへ入れていただければ結構でございます。ひとつ御協力のほうをお願いしたいと思います。

余談になってしまうのですが、収入保険以外で、農水省がまた若干の改正を行ってございます。横長の「園芸施設共済の加入促進イメージ」という農水省がつくった資料があります。わかりやすく細かいことを裏に書きました。裏側の文章を見ていただければと思います。

経営体育成支援事業というのは、被害が大きいときの国の補助事業でございますが、その経営体育成支援事業の中で、ふたをあけてみますと、一般の保険、農業共済を含めて、園芸施設共済への加入者が余りにも少ない。本県は約60%ぐらいの方がおいでになるのですが、全国ではまだ30数%で、低いということで、国がどうしても園芸施設共済に加入してほしい。集団加入ということで、部会その他任意の団体があれば、その団体ごとに80%以上入っていただければ、掛金を5%割り引きますよというのが主なものでございます。事務費も同じように割り引きます。その任意の団体、これは協定書を締結していただくわけです。みんなで一緒に入るよという協定書になるのですが、一斉に10人以上の御加入の場合は事務費を2割、5人から10人の方については1割を割り引きますよというものでございます。

3番目のプラスチックハウス、これが全国でも被害が一番大きいものでございます。農水省はここで施設の補強ということで、主骨が31.8mm以上のパイプでつくられているパイプハウス、「40—2型」と言っていますが、この構造でつくったパイプハウスは掛金を15%割り引きますよというものでございます。

また、補償範囲の選択の幅が広くなりました。今まで3万円とかいろいろなことを言っていますが、20万円コース、大きくは50万円コースも新たに出ました。これによって掛金が安く済む。何を言っているかという、例えば20万円以下の小損害の場合は共済金が出ませんというものでございます。50万円以下の場合には出ませんというものを使うと、掛金が安くなるというものを新たにつくりました。

もう1つが、今までは包括管理ということで、持っている温室全部入っていたかなければいけませんよというのがあったのですが、今度は古いハウス、耐用年数の2.5倍以上経過したハウスについては、加入が選択できるようになりましたので、御紹介させていただきます。

私の説明は以上とさせていただきます。

事務局（草柳真治主幹） ありがとうございます。

皆さんから何か御質問とかありますでしょうか。先月、別の制度を利用した場合に、収入保険が受けられないとか、そういう御意見があったと思うのですが、今の説明でよろしかったでしょうか。

3番（吉原 豊委員） いまいちわからない。というのは、共済、共済でいっぱいある。そこら辺は何で整理できないのか。まずこれが1点。

それから、今、国で言えば、年金で四苦八苦して、年金はもらえないという事態が起きると言っている。共済もそうではないかなと思っている。取るときだけガンガン取って、あとはもう払わないとか。

3つ目が、昔から言っているんだけど、元金保証というもの、要はつぎ込んだ金を、1年後なら1年後にちゃんと保証するとか、そういうことが必要ではないのかな。そこら辺はどうなんですか。

神奈川県農業共済組合（入内島和寛専務理事） 最後の方からお話しさせていただきますと、まず元本というのは、保険ですので、なかなか難しい。今まで農業共済は水稻から家畜共済までいろいろな共済をやらせていただいています。今までの共済については県単位で管理しております。有事のときに、水稻などはことし10aで100円程度の掛金をいただいているところですが、これで補償する10aの補償が8万円はございますので、不足分を積み立てておかなければいけないということで、今、神奈川県では約24億円ほどの特別積立金等を積み立てておまして、有事があればすぐお支払いできるような形になってございますので、御心配いただかなくてもと思います。元金保証ということになるのですが、これについては保険ですので、なかなか難しい。有事のための貯蓄はさせていただきます。

それから、収入保険は、積立金で22万5,000円をお出しいただくのですが、積立金については、使わなければ翌年に繰り越すのです。もし収入保険をやめたいよという場合については、この22万5,000円はお返しします。これが元本保証ということになるかどうか微妙なんです、保険部分と積み立て部分があって、積み立て部分についてはお返しするという内容になっているので、御承知おきいただければと思います。

最初の1個目の共済、共済といろいろなものがある。私どももそう思っています。ただ、農水省が言う今回の収入保険は、青色申告をしている方だけということです。先ほど言いましたけれども、全国ではまだ23%という申告者数の少ない状況の中で、皆様方も、旧制度とか、どうしてもわかりにくいと思います。いろいろな旧制度があって、どっちだ。どうすれば、どう入れるのかということもあると思います。この部分は、まだ白色の方もいるということで、国のほうもやめたというのはなかなかできないというのが現状だと思ってございます。その部分を御理解いただければと思います。あくまでも国が全ての農家の方を補償するんだというのが基本にあるものですから、白色の方をどうやって補償するのかということで、旧制度を全て残したというのが現状です。

このようなお話でよろしいでしょうか。

議長（齋藤義治委員） 1ページを見ていただくと、下の段で、基準収入1,000万円で、掛金は幾らになるかということです。基準収入が1,000万円の場合、初年度は掛金が32万5,000円です。掛け捨ての保険料が7万8,000円で、保険料率が1.08%。掛け捨てにならない積立金が22万5,000円で、事務費が2万2,000円です。それで継続をして2年目、3年目になると、今度は料率が変わってくるわけですね。そうすると、1.08%が、2年目になると、1.024%になるという考えでいいわけですか。

神奈川県農業共済組合（入内島和寛専務理事） はい、それで結構です。

議長（齋藤義治委員） それで計算していくと、例えば何にもなくてそれで10年やった場合に、どのくらいになるんですか。

神奈川県農業共済組合（入内島和寛専務理事） 10年やると、3万9,000円程度になります。

議長（齋藤義治委員） そのときに、解約をしますね。そうすると、積み立てた金額は幾らになっているんですか。

神奈川県農業共済組合（入内島和寛専務理事） 積み立てた金額は、22万5,000円は、その年に使わなければ翌年に繰り越しされますので、翌年は掛け捨て部分だけになります。

議長（齋藤義治委員） そうすると、何にもなくてやると、今度、料率だけが変わってくるから、掛け捨て部分が変わってくる。

神奈川県農業共済組合（入内島和寛専務理事） どんどん下がってくる。やめる場合はこの22万5,000円はお返しします。

議長（齋藤義治委員） そういうことですか。

何かわからないことはないですか。

1番（神崎享子委員） よくわからないんですけど、齋藤会長の今のお話だと、基準収入が1,000万円あります。青色申告をしているのだったらこれに入れるんだけど、1年目は32万5,000円をお支払いして、2年目にお支払いする金額は7万8,000円か。そうではなくて、もう少し下がるんですか。

議長（齋藤義治委員） 1.024%だから、もう少し下がる。

1 番（神崎享子委員） 私が思っていたのは、毎年毎年 3 2 万 5, 0 0 0 円払うんだら、自分で積み立てたほうがいいと思ったんだけど、そういう意味ではないんですね。

神奈川県農業共済組合（入内島和寛専務理事） 違います。

1 番（神崎享子委員） もう 1 つわからないのは、園芸施設共済がこういうふうに出てきたんですけど、収入保険と園芸施設共済、両方は入れないからということですか。それはそれで入れるのか。でも、そんなにいっぱい入っても仕方ない。

神奈川県農業共済組合（入内島和寛専務理事） 固定資産の部分については入れるということです。要するに、園芸施設の中でも内作物共済というのを御加入いただいていると思うのです。その部分が御加入できなくなります。側（がわ）だけになりますので。中の作物は収入保険で補償します。ですから、側（がわ）のほうの園芸施設については、それで継続をお願いしますということです。

1 番（神崎享子委員） あと「園芸施設共済の加入促進イメージ」の裏にわかりやすく書いてもらった別紙があるんですけど、4 番の下の方で「園芸施設共済に加入しないことができることを勧める」という言葉が、どういうことを言っているのかわからないんです。

神奈川県農業共済組合（入内島和寛専務理事） 済みません、この資料は最近農水省が我々に説明するためにつくった資料で、言葉尻については語弊があるところは御承知おきいただければと思います。

皆様に先ほどお話ししたとおりで、今まで包括ということで全棟加入が基準だったんです。ただ、耐用年数 2. 5 倍を超えたものについては、皆様から見れば、選択できることになります。この古い温室はもう価値がないから入らないということが出来ますよというふうに御理解いただければと思います。

議長（齋藤義治委員） これは入ったほうが得ですか。

神奈川県農業共済組合（入内島和寛専務理事） 今一番多く入っているのは三浦半島で、次が藤沢になるんです。

議長（齋藤義治委員） 藤沢もそんなに入っているのですか。

神奈川県農業共済組合（入内島和寛専務理事） 正直言うと、収入保険には、県下で

まだ56人の方しか入ってないです。今、三浦市が1市で16名です。藤沢市が8名の方に御加入いただいています。

ことしの春先、三浦のほうの野菜の価格が低迷した。ここでトマト、温室トマトのほうも大分価格がおかしくなっているのは事実だと思います。加入している方はお金がもらえるだろうと思っておられます。そのぐらい収入が下がっている。

議長（齋藤義治委員） 収入が下がって、補償した例はどのくらいですか。

神奈川県農業共済組合（入内島和寛専務理事） 確かに今の時点では収入が下がっているとわかっているんですけど、12月末までが保険期間なものですから、その間に野菜の価格が一回でも高騰して、年間収入を見れば変わらなかったということになる、対象になりませんので。

1番（神崎享子委員） トマトの価格が下がって困ったと思っているんですけど、どの保険に入ればいいと思いますか。

農業水産課（及川 聡専任課長補佐） 別に僕は収入保険を勧める側ではないんですけども、三浦半島の三浦市の状況を聞くと、3,000万円以上の農業収入がある方は、比較的に入られる方が多いようです。

藤沢の場合は、例えばブドウを中心に生産されている方とかは、収入保険に入られたほうがいいのかと思います。特に今年のように、長雨が続けている状況ですと、露地作の欧州系のブドウなんかはかなり病気にかかって、下手をすると全滅というところも出てきていますので、そういうリスクがある作物については、収入保険に入られていたほうがいいのかと思っております。

議長（齋藤義治委員） 売り上げの分岐点は幾らぐらいなんですか。幾ら以上の方が入っているのか。

神奈川県農業共済組合（入内島和寛専務理事） 高額の方は入っていただいたほうがいいと思うんですけど、余りにも高額のある方は、今度掛金が高くなってしまいますので、今お話ししていると、200万円以上保険に掛けるんならいいやという方もおられます。

議長（齋藤義治委員） 保険料が200万円ですか。

神奈川県農業共済組合（入内島和寛専務理事） ええ。約6,000万円ですね。

農業水産課（及川 聡専任課長補佐） 1,000万円と32万5,000円なので、3,000万円あると100万円ぐらいです。

3番（吉原 豊委員） 1つはそこら辺が誤解を招くんだ。単品物でこういうふうになるから保険に入ったほうがいいよと。でも、さっきの総額といっても、ここら辺の総額がプラマイゼロぐらいになってしまう。そうすると、掛け捨てで取られっ放しではないかという話になって、何だ、損したなという話になるんだ。

議長（齋藤義治委員） でも、3,000万円と、100万円の掛金で、要するに、積み立て部分が60万円ぐらいあるよね。掛け捨ての部分40万円ということでしょう。

神奈川県農業共済組合（入内島和寛専務理事） そうです。

議長（齋藤義治委員） そうすると、40万円を掛けて、3,000万円補償してもらうか。

9番（桐ヶ谷慶導委員） 基本的には多い方が有利。1年1作の果樹、そういう人は入っておいたほうがいい。

3番（吉原 豊委員） 入ったほうがいいよという話だな。

9番（桐ヶ谷慶導委員） よろず屋で、毎日何かしら当たればというので総額がいつてしまうと、割が合わない。

神奈川県農業共済組合（入内島和寛専務理事） 三浦半島もそうですね。大根とキャベツがメインです。採れる期間は長いですが、大根とキャベツがメインですから、この2つが下がればアウトなので、御加入いただいているというのが大きいと思います。

議長（齋藤義治委員） 藤沢で入っている人は、果樹とかそういう人が多いのですか。

神奈川県農業共済組合（入内島和寛専務理事） 今うちが果樹の中でやっているのは、藤沢で対象なのは梨だけなんです。果樹をやっている方は、ブドウをつくり、柿をつくり、いろいろなものをつくっておられます。今トータルを補償できない状態なので、うちのほうは果樹の方に収入保険を御説明して御加入いただいているというのが現実です。

農業水産課（及川 聡専任課長補佐） 既存の共済の制度で、梨は共済の対象品目なんです。ブドウとか柿とかリンゴは共済の対象品目になってないのです。

議長（齋藤義治委員） それなってもらえばいいじゃないですか。

神奈川県農業共済組合（入内島和寛専務理事） 一応あるんですけど、要するに、国の指定をとらなければいけないのです。神奈川県では、梨と温州ミカンしか今実施できてないのです。

9番（桐ヶ谷慶導委員） 面積が決まっている。

神奈川県農業共済組合（入内島和寛専務理事） 面積というか、農水省が言う要件が不足している。

議長（齋藤義治委員） ほかの作物でもそういうことがあるのですか。

9番（桐ヶ谷慶導委員） キャベツもありますよ。25だったかな。今幾つなのかな。25ha以上ないといけない。

議長（齋藤義治委員） そうすると、各個人ごとに、個別に相談しないとわからない。

農業水産課（及川 聡専任課長補佐） 収入保険は作物に関係なく、全体の収入に対してです。僕がさっきブドウと言ったのは、ブドウは、今、共済の対象品目になってないので、ブドウを中心にやっていらっしゃる方は、収入保険に入られたほうがいいのではないかというのは、そこなんです。

議長（齋藤義治委員） 収入保険の対象なんだ。

農業水産課（及川 聡専任課長補佐） 収入保険の対象です。全ての収入に対してです。

3番（吉原 豊委員） 何とも言えない。米というのは、共済は取られるし、収入保険は取られるし、ダブル損失ではないか。

神奈川県農業共済組合（入内島和寛専務理事） いや、選択制なので。

3番（吉原 豊委員） だから、選択制はわかるんだ。気持ちはわかるんだけど、選択制と云って、農家はどう選択するんだよ。2つ入れば2つともおりののか。

神奈川県農業共済組合（入内島和寛専務理事） おりません。

3番（吉原 豊委員） だから、選択制というのは、どちらかを選んでくださいとか、そういうわかりやすい言葉で言わなければだめなのではないか。

神奈川県農業共済組合（入内島和寛専務理事） ありがとうございます。気をつけま

す。

議長（齋藤義治委員） 災害の査定というのはどうやってやるのですか。

神奈川県農業共済組合（入内島和寛専務理事） 基本的には皆様から被害報告をその都度受けさせていただきます。大きな被害、台風が来たという確実な証拠があるものについては現地確認いたしません。ただ、その農家の方だけが病気でやられたとか、個人だけがやられたものについては、確かに病気にかかっているかどうか、うちのほうから確認に伺います。

14番（山口貞雄委員） 豚コレラとか、そういう部分について、はやって殺処分した場合というのも対象になるんですか。

神奈川県農業共済組合（入内島和寛専務理事） 豚についてはマルキン制度にそれぞれ御加入いただいていると思いますので、共済の対象になってないのです。マルキン制度については収入保険の対象から除かれている。

事務局（草柳真治主幹） お聞きしたいのが、さっき梨は共済の対象だから、こちらの収入保険が受けられません、米については選択制ですとあったんですけど、これはこうなんですよということを品目で並べることはできるんですか。

神奈川県農業共済組合（入内島和寛専務理事） 麦もやっていますが、梨と水稲、それぞれの収穫物、要するに、これについてはどちらかを選択していただきます。従来の水稲共済、麦の共済に入るのか、収入保険に入るのか。収穫物について、両方は御加入いただけません。資産だけが両方入れます。

事務局（草柳真治主幹） あと、市のほうの収入対策事業というのはどういった形になるのでしょうか。

農業水産課（及川 聡専任課長補佐） 入内島専務のほうから御説明いただきまして、市の単独事業でやっているものは、特に収入保険制度に加入したから出なくなるというものはないのですが、先ほどのナラシ対策は、手続上は市がやっておりますので、ナラシ対策をやっていらっしゃる方は、収入保険に入る場合には、ナラシ対策はできなくなる。あと、野菜価格安定事業も、国がやっているものと県がやっているものがありまして、市が一部補助金を出しているのは、県単でやっている事業に対して補助を出しているのですけれども、県単の補助事業

につきましても、収入保険に入る場合は、こちらの価格安定事業は受けられなくなるという形になっております。市が関係している補助事業の関係では、ナラシ対策と野菜価格安定事業の2つだけになります。

22番（佐藤智哉委員） 6ページの基準収入はどのように算定するのかというところで、5年で平均をとるとのことなんですが、例えば1年目が500万円からスタートして、5年後に3,000万円ぐらいになっていましたと。その場合の平均というのはどうやってとるのですか。

神奈川県農業共済組合（入内島和寛専務理事） 説明不足で済みません。農業関係ではよく5中3とか、7中5とか、いろいろな平均のとり方をしますが、基本的には過去5年の平均です。全くの算術平均です。

ただ、6ページに書いてあるものについては、もし東日本大震災のような大災害が発生して、ずっと1,000万円あるのに、たまたま1年だけ半分の500万円しかないという場合、この減っている500万円で、過去5年を平均すると、均等で補償が下がってしまう。この部分を営農計画書によって補正することができますよということです。

その保険期間の営農計画をつくっていただいて、水稲何a、トマト何a、それぞれ出していただくんですが、これをトータルして基準収量を使って、それから基準の販売価格を使って計算して、この農家は1,000万円の収入があることがわかれば、この1,000万円部分を補償しましょうよということになります。過去5年間、1年でも被害があっても、その年、作付け面積があって、それに見合う収入が1,000万円あれば、それまで補償できるようになりますよという説明が書いてあるのが6ページです。

22番（佐藤智哉委員） では、あくまでも5年間の平均の90%の補償が出るということですかね。

神奈川県農業共済組合（入内島和寛専務理事） $9 \times 9 = 81$ なので、正確にはマックス81%の補償になります。1,000万円で810万円の補償になります。

20番（加藤 登委員） 直売所に出している人は、自分で価格をつけますね。その場合でも大丈夫なんですか。

神奈川県農業共済組合（入内島和寛専務理事） そのために税務関係の書類を出していただきます。販売記録がそれぞれ残っていると思いますので、そちらを見せていただいて、そこから1年間の平均単価を出したいと考えております。

20番（加藤 登委員） では、自分で価格をつけるものであっても構わないということですね。

神奈川県農業共済組合（入内島和寛専務理事） 税申告した数字を平均して1kg当たり幾らというのが出てまいりますので、それを使います。

議長（齋藤義治委員） 収入保険で補償をいただいた場合には、税務申告はどうなりますか。しなくていいですか。もらいっ放しでいいですか。するわけですか。

神奈川県農業共済組合（入内島和寛専務理事） うちも今のところ前例がないのですが、国から言われているのは、保険金は雑収入扱いで、そのときの収入にはなりませんので、翌年、単純平均すれば、収入が下がるということになります。

議長（齋藤義治委員） 雑収入で、収入になるのですか。

神奈川県農業共済組合（入内島和寛専務理事） 収入になります。雑収入です。課税対象になります。これはまた来年以降、被害に遭った方々に御説明する内容ですが、要するに、今、確定申告を3月にやられるんですけど、もしことし被害があれば、確定申告時に、収入がこれだけ減ったので、この部分は収入保険から補填を受けられますよという形で、青色申告を翌年していただくということとしたいというふうに国は言っています。

議長（齋藤義治委員） 確定申告は3月ですが、それまでに通知が来るのですか。

神奈川県農業共済組合（入内島和寛専務理事） それまでに大枠のもらえる保険金の計算をして記載してくださいということを農水省は言っています。要するに、青色申告して計算した時点で、減収がどのくらいあったか、収入がどのくらい減少したかがわかるわけですね。1,000万円の場合ですけど、900万円を下回った場合の9割ということで計算はできますので、この部分を使って申告してくださいというのが、今のところの農水省の指導です。当該年度の収入で、雑収入になります。

議長（齋藤義治委員） 雑収入だと、今度、必要経費のとり方が変わってくると思う。

事務局（草柳真治主幹） ほかに何か御意見、御質問とかございますか。

議長（齋藤義治委員） どんどん入ってくださいということですが、評判はどうなんですか。

神奈川県農業共済組合（入内島和寛専務理事） 今のところ、うちも経験がないのです。過去にこういう事故のときに幾らぐらい出ましたという実例をお話しできればいいのですが、それが全く手元にないものですから。価格が下がれば、今回の三浦の春先の野菜価格の低迷は対象になると思います。だから、ことしのトマトの価格についても、恐らく今のままで行けば対象になると思います。

議長（齋藤義治委員） ほかに何かないですか。

事務局（草柳真治主幹） では、なければ、収入保険制度の説明についてはこれで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

事務局の報告事項としては以上となります。

議長（齋藤義治委員） それでは、以上をもちまして7月の総会を閉会いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変長時間にわたり御審議をしていただきまして、まことにありがとうございました。

閉会 午後4時10分

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員 (番)

署名委員 (番)

: